

第1章

計画の位置づけ

本計画がどのような計画であるか、またどのように策定したかなど、計画の基本的な事項や前提となることを説明しています。

- 1 介護保険事業計画策定の趣旨
- 2 計画の策定体制
- 3 計画の検討経過
- 4 計画期間
- 5 老人福祉圏域との関係
- 6 日常生活圏域の設定

1 介護保険事業計画策定の趣旨

(1) 計画策定の方針

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年度に創設されました。以来、今日までに制度は広く浸透し、地域における住民生活の支えとして欠かせないものとなっています。

一方で、我が国においては、この間、長引く少子化の影響による人口の高齢化が一層進行したほか、先進諸国に先んじて総人口が減少に転ずるなど、介護保険制度を取り巻く環境は大きく変化してきました。今後、更なる高齢化が見込まれる中、高齢者の支援ニーズの高まりに的確に対応していくためには、限りある資源を有効活用しながら保険基盤の強化を図るとともに、関係機関との連携による地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の更なる充実が求められています。

東三河地域においては、第7期介護保険事業計画の開始年度である平成30年4月から、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村の8市町村の介護保険事業を統合し、東三河広域連合が保険者となって制度の運営を担っています。

東三河地域全体の人口減少や高齢化の状況、その将来推計は概ね全国と同様ですが、地域内を詳しく見ると、例えば、北部圏域と南部圏域とでは高齢化の度合いや介護サービスの利用種別に違いがあるなど一様ではありません。

こうした違いを的確に捉えながら、東三河広域連合は、東三河地域のどこであっても高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、構成市町村と一丸となって「東三河版地域包括ケアシステム」を更に推進するとともに、我が国の高齢者人口のピークとされる2040年(令和22年)を見据えて、中長期的に安定した介護保険事業の運営を目指します。

本計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定するもので、令和6年度から3年間にわたる東三河広域連合の介護保険事業の方針として、地域の現状や将来予測を踏まえた東三河が目指す介護保険の目標像を定めるとともに、その実現に向けた基本施策や重点項目、主な事業等を明らかにします。



東三河広域連合による介護保険事業の運営

第7期介護保険事業計画期間の開始年度である平成30年4月から、東三河を構成する8市町村(5市2町1村)の介護保険事業を統合し、東三河広域連合が保険者として主体的に制度の運営を担っています。

構成市町村は、介護保険に係る相談や地域支援事業の実施など、住民の身近な窓口として引き続き介護保険事業にかかわっています。

東三河広域連合を構成する8市町村

豊橋市

古くから城下町そして東海道五十三次の宿場町として栄え、現在でも全国有数の自動車輸出入港である三河港や、大葉、キャベツ、トマトなどの生産が盛んな農業を擁するなど東三河地域の中核都市としてバランスの取れた発展を続けています。そのほかにも、市民のシンボル路面電車や豊橋総合動植物公園「のんほいパーク」、東海の尾瀬といわれる葦毛湿原、勇壮な手筒花火、天下の奇祭鬼祭など、多くの魅力があります。

人口／369,018人(令和5年10月1日現在)

面積／262.00km²



手筒花火(炎の祭典)

豊川市

豊川稲荷で有名です。温暖で、緑豊かでありながら、専門店でのショッピングなど都会的なくらしも楽しめます。稲荷門前のにぎわい、往時をしのぶ東海道御油の松並木、豊川の魚を集めた淡水魚水族館「ぎょぎょランド」、本宮山登山道口にある「本宮の湯」、いにしえから紅葉の名所として知られる宮路山、人と海の交わりなどをテーマにした三河臨海緑地、三葉葵の紋発祥ゆかりの地といわれる伊奈城跡など見所がたくさんあります。

人口／186,364人(令和5年10月1日現在)

面積／161.14km²



豊川稲荷

写真提供：愛知県東三河総局 ほの国とっておき探訪



蒲郡市

南は三河湾に面し、残る三方は赤石山脈の山麓に囲まれた、風光明媚な観光のまちです。竹島をはじめ、複合型マリンスリゾート「ラグーナテンボス」などの観光名所があり、三谷・蒲郡・形原・西浦の4つの温泉郷もあります。また、ヨットレース等のマリンスポーツが盛んで、季節には海水浴や潮干狩りなどを楽しむこともできます。三河湾に面した温暖な気候で育つ蒲郡みかんや、メヒカリ、ニギス、アカザエビなどの海の特産品が有名です。

人口／78,199人(令和5年10月1日現在)
面積／56.96km²



竹島

新城市

愛知県内2番目の広さで、市域の84%を森林が占め、東三河一帯の水源地域となっています。三河の嵐山とも呼ばれる桜淵公園や、コノハズクの棲む山として知られている鳳来寺山など、特徴ある地形や美しい景観が点在し、トマトをはじめとする高原野菜の栽培が盛んです。また、新城市は、長篠・設楽原の戦いをはじめ、戦国期の大舞台ともなったところで、戦いの名残は伝統芸能という形で脈々と現在まで受け継がれています。

人口／43,316人(令和5年10月1日現在)
面積／499.23km²



長篠合戦のぼりまつり

田原市

愛知県の最南端・渥美半島に位置し、三河湾、太平洋に囲まれた、温暖な地域です。農畜水産業や工業、観光業などのバランスがとれた産業構造で、冬から春にかけては菜の花まつりやいちご狩り、夏には海水浴やサーフィン、メロンや岩ガキなどの海の幸、秋には「田原祭り」と、1年を通じて楽しむことができます。伊良湖岬や恋路ヶ浜、蔵王山展望台など、自然と季節を満喫できる観光名所もお勧めです。

人口／58,968人(令和5年10月1日現在)
面積／191.11km²



伊良湖岬灯台

写真提供：愛知県東三河総局 ほの国とっておき探訪

設楽町

人口／4,220人(令和5年10月1日現在)
面積／273.94km²

平成17年に旧設楽町と旧津具村が合併して誕生しました。豊川、矢作川、天竜川の三つの水系の水源地で、愛知県内最大級の規模を誇るきららの森(段戸裏谷原生林)は、水源地のシンボルの一つとなっています。また、国指定重要無形民俗文化財である花祭や田峯田楽をはじめとした多様な伝統文化が受け継がれています。五平餅が名物で、設楽町内にはたくさんのお店があります。冷涼な気候の恵みを受けたトマトなど農作物も豊富です。



田峯城

東栄町

人口／2,789人(令和5年10月1日現在)
面積／123.38km²

花祭を守る豊かな人情と大自然に対する細やかな愛情のある東栄町は、ほかでは味わえない魅力がいっぱいです。優れた泉質を求め多くの入浴客の訪れる「とうえい温泉」や、山村での生活体験や地元素材を生かした田舎料理が食べられる「千代姫荘」、緑に囲まれた中でスポーツや研修・学習合宿ができる「東栄グリーンハウス」、直径60cm反射望遠鏡を備えた「スターフォーレスト御園」でスターウォッチングを満喫するなど自然豊かなまちです。



花祭

豊根村

人口／966人(令和5年10月1日現在)
面積／155.88km²

愛知県・長野県・静岡県の県境に位置し、愛知県最高峰の茶臼山の麓に広がる景勝の地です。春の茶臼山高原「芝桜の丘」では、22万m²、約40万株の芝桜の絨毯が見られます。雄大なダムや、二つの温泉、多くの清流などがある、自然豊かな地域です。ブルーベリー狩りや五平餅づくり体験なども楽しめます。国指定重要無形民俗文化財の花祭や御神楽祭りなど、古くから守り伝えられてきた民俗芸能の祭りがあります。



茶臼山高原の芝桜

写真提供：愛知県東三河総局 ほの国とおき探訪



(2) 法令等の根拠

本計画は、介護保険法第117条に基づき保険者である東三河広域連合が策定します。また、本計画は、老人福祉法第20条の8に基づき構成市町村が策定する「老人福祉計画(高齢者福祉計画)」との整合性を保つものとしします。

● 介護保険法(第117条関係)

- ① 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(介護保険事業計画)を定める。
- ② 介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ・ 施設の必要利用定員、介護給付等対象サービス量の見込みや見込量の確保のための方策
 - ・ 地域支援事業に要する費用の額、地域支援事業の量の見込みや見込量の確保のための方策
- ③ 介護保険事業計画は、老人福祉法第二十條の八第一項に規定する老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

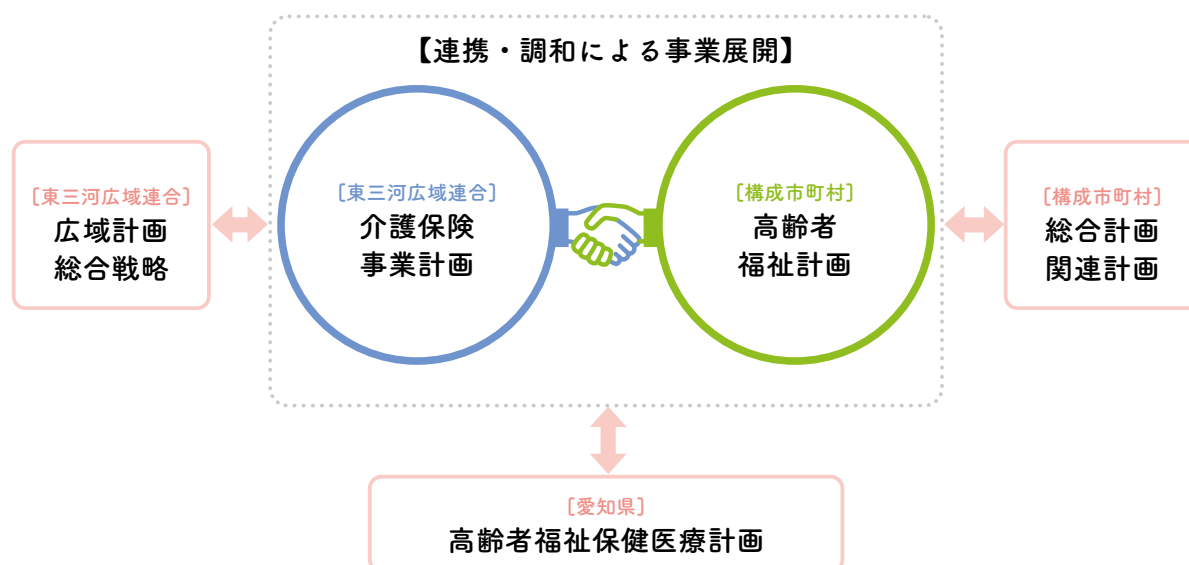
● 老人福祉法(第20条の8関係)

- ① 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(老人福祉事業)の供給体制の確保に関する計画(老人福祉計画)を定める。
- ② 老人福祉計画は、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定める。
- ③ 老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

(3) 他計画との関係

本計画は、構成市町村が策定する高齢者福祉計画と連携・調和を図りながら事業を展開していきます。また、東三河広域連合の広域計画や総合戦略をはじめ、構成市町村の総合計画や愛知県の高齢者福祉保健医療計画とも整合性を図ります。

図表1-1 東三河広域連合介護保険事業計画の位置づけ

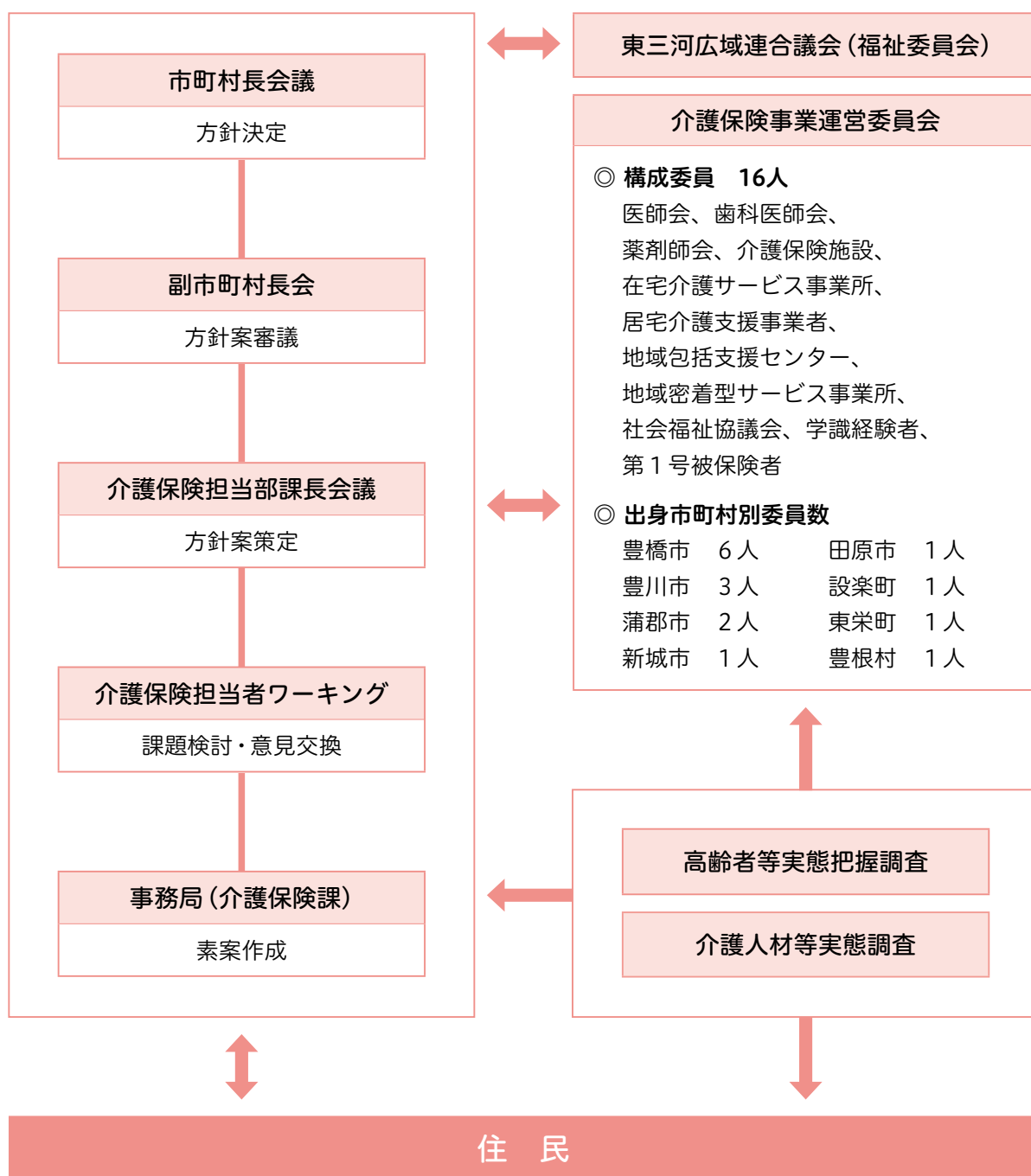


2 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、高齢者や介護事業者を対象とした実態把握調査を行い、高齢者の介護に対するニーズや心身の状況、介護人材の雇用状況等を把握しました。

これらの調査結果を踏まえ、医療・介護・福祉の専門家等から構成される「介護保険事業運営委員会」からの提言をいただくとともに、構成市町村の介護保険担当課職員で組織するワーキング、担当部課長会議、副市町村長会、市町村長会議において議論を重ねてきました。

図表1-2 東三河広域連合介護保険事業計画の策定体制



3 計画の検討経過

年度	月	検討事項等
令和4年度	4月	市町村長会議・副市町村長会 (策定スケジュール等)
	6月	第1回 介護保険事業運営委員会 (高齢者等実態把握調査項目等)
	8月	高齢者等実態把握調査 (一般高齢者：15,000人、要介護等高齢者：12,000人) 高齢者のニーズ・心身の状況・介護サービスの利用状況等について調査
		介護人材等実態調査 (介護事業者：949事業者、介護事業運営法人：371法人) 介護事業所の雇用状況や介護サービスの開設意向等について調査
	11月	第2回 介護保険事業運営委員会 ※書面開催 (人口等将来推計、高齢者等実態把握調査結果)
		市町村長会議・副市町村長会 (人口等将来推計、高齢者等実態把握調査結果)
	12月	副市町村長会 (介護保険事業計画の第1回中間報告)
	1月	市町村長会議 (介護保険事業計画の第1回中間報告)
		東三河広域連合議会(福祉委員会) (介護保険事業計画の第1回中間報告)
	2月	第3回 介護保険事業運営委員会 (介護保険事業計画の第1回中間報告)

年度	月	検討事項等
令和5年度	4月	副市町村長会 (策定スケジュール)
	5月	市町村長会議 (策定スケジュール)
		北部圏域における独自施策の検討会 ※Web開催 (新規施策の検討)
	6月	第1回 介護保険事業運営委員会 (基本理念、基本目標、基本施策、介護保険施設等待機者調査結果等)
		副市町村長会 (基本理念、基本目標、基本施策、介護保険料の方針)
		北部圏域における独自施策の検討会 (新規施策の検討)
	10月	第2回 介護保険事業運営委員会 (介護保険事業計画の第2回中間報告)
		市町村長会議・副市町村長会 (介護保険事業計画の第2回中間報告)
	11月	東三河広域連合議会(福祉委員会) (介護保険事業計画の第2回中間報告)
		市町村長会議・副市町村長会 (介護保険料段階・介護保険料)
		パブリックコメント (事業計画案に対する意見募集)
	12月	副市町村長会 (介護保険事業計画の最終案報告)
	1月	市町村長会議 (介護保険事業計画の最終案報告)
		東三河広域連合議会(福祉委員会) (介護保険事業計画の最終案報告)

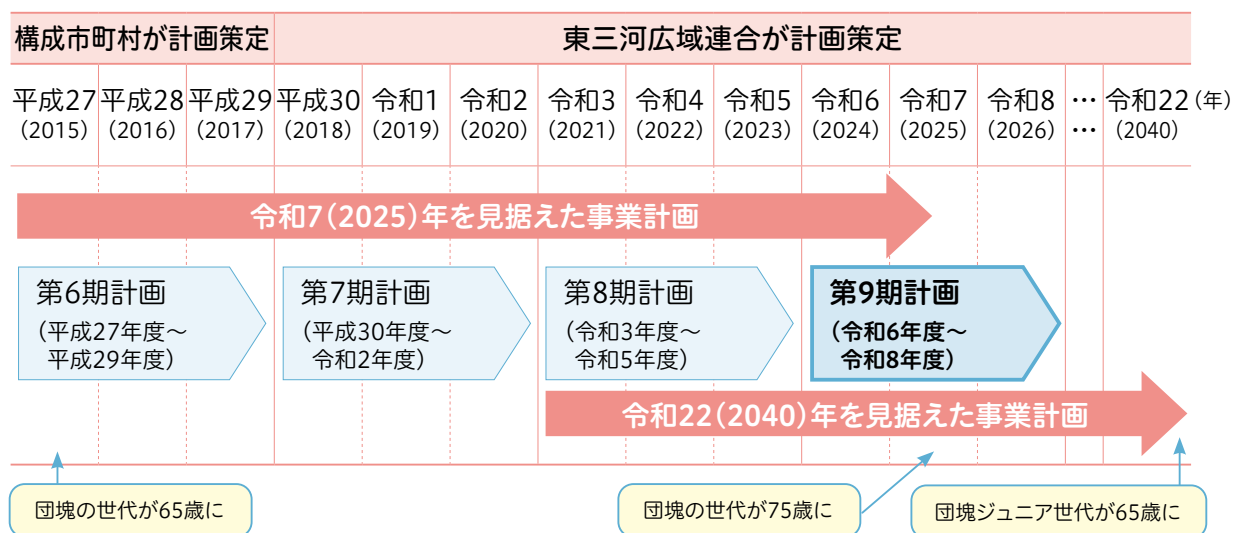


4 計画期間

本計画は、令和6年度を初年度として、令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、本計画は、第8期事業計画で掲げた地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を継承するとともに、団塊ジュニア世代の方が全て65歳以上の前期高齢者となる令和22年を見据えた中長期的な視野に立って策定するものです。

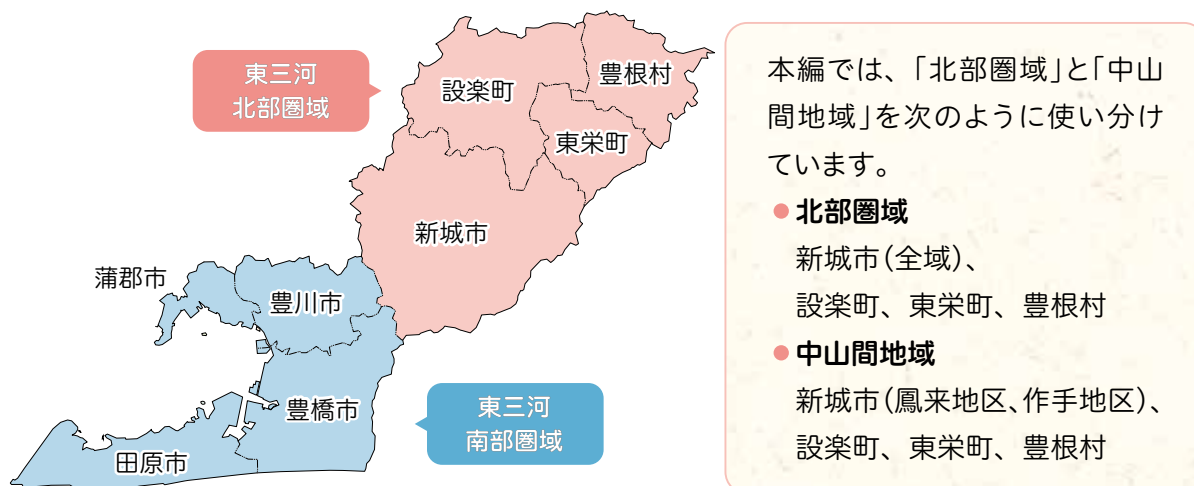
図表1-3 介護保険事業計画の計画期間



5 老人福祉圏域との関係

本計画では、愛知県の高齢者福祉保健医療計画で設定されている「老人福祉圏域」との整合性を保つ観点から、必要に応じて東三河地域を北部圏域(新城市、設楽町、東栄町、豊根村)と南部圏域(豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)に分け、圏域の比較を行いながら、地域の実情に応じた施策の展開や必要とされるサービス基盤の計画的な整備、確保に努めていきます。

図表1-4 東三河地域における老人福祉圏域



6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して設定されるものです。東三河広域連合では、日常生活圏域を概ね中学校区を区域として設定し、高齢者ができるだけ住み慣れた地域において、自立した日常生活を送ることができるよう、介護予防・生活支援サービスや介護保険サービスを提供するとともに、医療・介護の連携が図られるように取り組んできました。

第9期事業計画においても、第8期事業計画で設定した日常生活圏域を引き続き維持するとともに、各圏域に配置された地域包括支援センターが中心となり、高齢者が安心して地域での生活を継続するための支援を推進していきます。

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者を、介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支えるために設けられました。

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職員が、介護に関する相談や心配事のほか、高齢者の暮らしの中の様々なことについて相談に応じます。

地域包括支援センターの主な業務

● 包括的支援業務

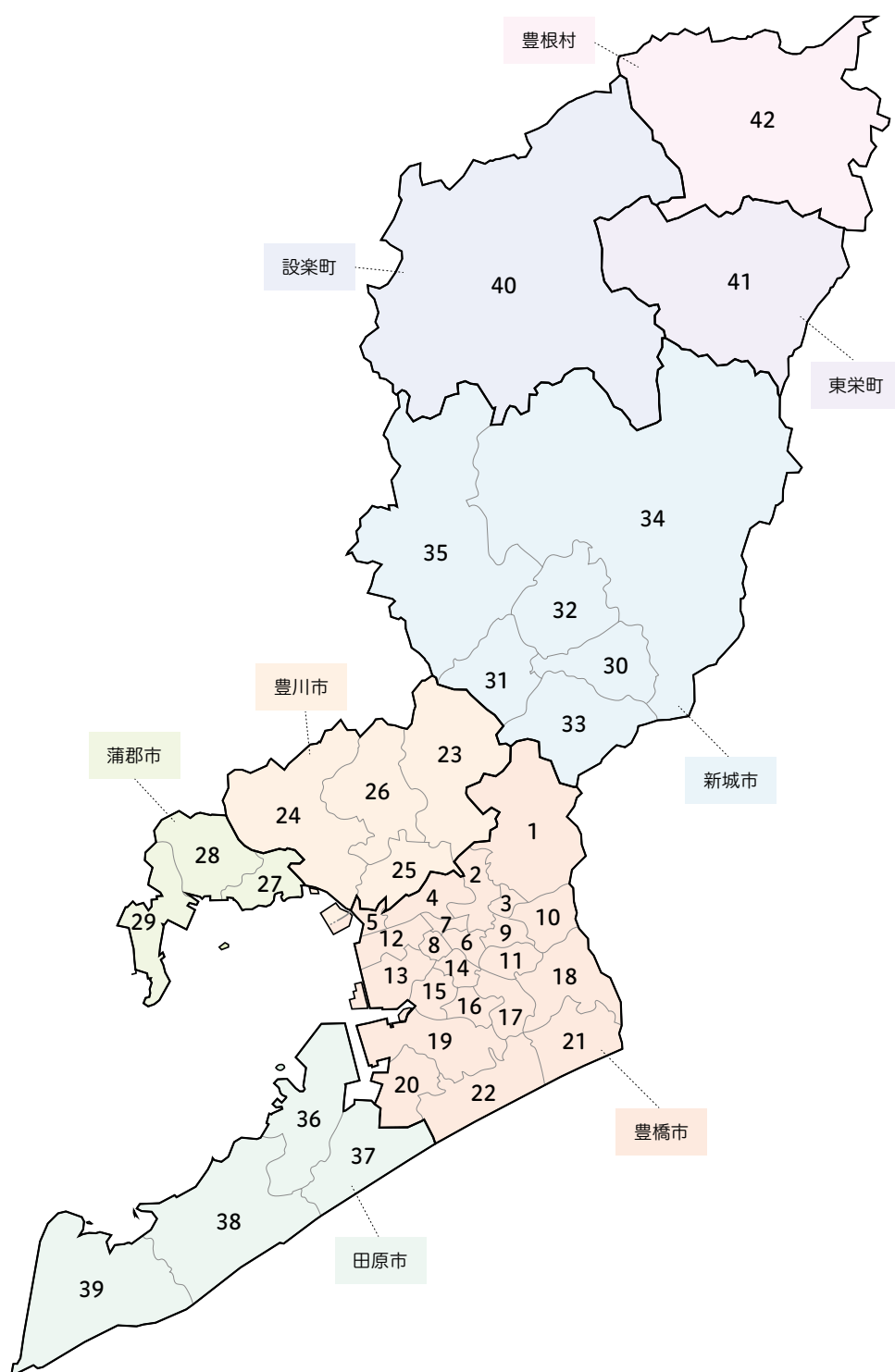
- ① 第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)
要介護状態等になるおそれのある高齢者に対して、適切な予防事業が提供されるよう、本人やその他の状況に応じて、ケアプランの作成を行います。
- ② 総合相談支援業務
高齢者やその家族からの相談を受け、適切なサービスにつなげています。相談内容に応じて、サービスや制度に関する情報提供、関係機関への紹介を行います。
- ③ 権利擁護業務
虐待の防止・早期発見や成年後見制度の紹介など、高齢者の尊厳の保護に取り組みます。
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
高齢者が適切なサービスを利用し続けることができるよう、地域の医療施設などと連携します。

● 介護予防支援業務

- 指定介護予防支援事業(要支援者の予防給付のケアマネジメント)
介護保険における予防給付の対象となる要支援者に対して、適切にサービスが提供されるようケアプランの作成等必要な支援を行います。

※「地域包括支援センター」は、介護保険法で定められた正式名称ですが、市町村によっては異なる名称(通称)を使用していることがあります。

図表1-5 東三河地域における日常生活圏域



図表1-6 日常生活圏域と地域包括支援センター

市町村名	No	圏域名	地域包括支援センター名	市町村名	No	圏域名	地域包括支援センター名
豊橋市	1	石巻	さわらび地域包括支援センター	豊川市	23	東部	豊川市東部福祉相談センター
	2	青陵	さわらび地域包括支援センター 豊橋市中央地域包括支援センター		24	西部	豊川市西部福祉相談センター
	3	東陵	赤岩荘地域包括支援センター		25	南部	豊川市南部福祉相談センター
	4	北部	地域包括支援センター喜寿苑		26	北部	豊川市北部福祉相談センター
	5	前芝	地域包括支援センター喜寿苑	蒲郡市	27	東部	蒲郡市東部地域包括支援センター
	6	中部	地域包括支援センター コープ豊橋中央 豊橋市東部地域包括支援センター		28	中央	蒲郡市中央地域包括支援センター 蒲郡市みらいあ地域包括支援センター
	7	豊城	地域包括支援センターふくろう		29	西部	蒲郡市西部地域包括支援センター 蒲郡市塩津地域包括支援センター
	8	羽田	アースサポート豊橋駅西 地域包括支援センター	新城市	30	新城	新城市地域包括支援センター しんしろ福祉会館高齢者ふれあい 相談センター（ランチ）
	9	豊岡	地域包括支援センターコープ豊橋北		31	千郷	新城市地域包括支援センター 西部福祉会館高齢者ふれあい 相談センター（ランチ）
	10	東陽	地域包括支援センターコープ豊橋北 赤岩荘地域包括支援センター		32	東郷	新城市地域包括支援センター 高齢者ふれあい相談センター 麗楽荘（ランチ）
	11	東部	豊橋市東部地域包括支援センター		33	八名	新城市地域包括支援センター 高齢者ふれあい相談センター 寿楽荘（ランチ）
	12	吉田方	地域包括支援センター ベルビューハイツ		34	鳳来	新城市地域包括支援センター 鳳来高齢者ふれあい相談センター （ランチ）
	13	牟呂	地域包括支援センター真寿苑		35	作手	新城市地域包括支援センター 作手高齢者ふれあい相談センター （ランチ）
	14	南部	地域包括支援センター作楽荘 弥生王寿園地域包括支援センター	田原市	36	田原	あつみの郷高齢者支援センター 田原福寿園高齢者支援センター
	15	南陽	豊橋市南部地域包括支援センター 地域包括支援センター作楽荘		37	東部	田原福寿園高齢者支援センター
	16	本郷	弥生王寿園地域包括支援センター 福祉村地域包括支援センター		38	野田・ 赤羽根・ 泉	田原市社協高齢者支援センター
	17	高師台	福祉村地域包括支援センター 幸王寿園地域包括支援センター		39	福江・ 伊良湖	田原福寿園高齢者支援センター 田原市社協高齢者支援センター
	18	二川	地域包括支援センター尽誠苑	設楽町	40	設楽町	設楽町高齢者相談センター
	19	南稜	豊橋市南部地域包括支援センター 福祉村地域包括支援センター	東栄町	41	東栄町	東栄町地域包括支援センター
	20	章南	彩幸地域包括支援センター	豊根村	42	豊根村	豊根村地域包括支援センター
	21	五並	彩幸地域包括支援センター				
	22	高豊	彩幸地域包括支援センター				